

# 公売のしおり

この「しおり」は、公売参加に必要な手続きが記載されていますので入札に参加される方は必ずお読みください。

公売は、差し押さえた財産を入札などによって売却する制度で、原則どなたでも参加することができます。ただし、次に該当する方は公売財産を買い受けることができません。

- ・買受人の制限(国税徴収法第92条:公売に係る滞納者等)
- ・公売参加者の制限(国税徴収法第108条:公売の参加等を妨害した者等)

## 1. 公売の方法 期日入札

1 公売参加の 申込の受付	令和元年10月10日(木)から23日(水) (土日祝を除く平日の午前9時～午後5時) まで	申込先 〒069-1192 北海道石狩郡新篠津村第47線北13番地 新篠津村役場 総務課税務係窓口 (郵便は最終日午後5時必着) Tel 0126-57-2111 内線260
2 下見展示	令和元年10月16日(水)及び23日(水) 午前10時～午後4時まで 令和元年10月28日(月) 午前9時30分～午前11時まで 場所:新篠津村役場敷地内	左記日程以外で下見を希望の場合(平日 午前10時～午後4時)は別途お問合せく ださい(ご希望に沿えない場合もあります のでご了承ください。)
3 入札時間	令和元年10月28日(月) 午前10時30分～午前11時 (受付:午前9時30分から)	午前9時30分から入札書を配布いたしま すので、開札時刻に間に合うよう、必要事 項を記載のうえ入札してください。
4 開札	令和元年10月28日(月) 午前11時 最高価格の入札が2件以上の場合、 ※追加入札を行います。	落札者は午後2時までに、買受代金を納 付し受領の手続きを済ませてください。

※「追加入札」とは、最高価格での入札が2件以上の場合、追加で入札(1回のみ)を行うことです。「追加入札」でも決まらない場合には、「くじ」により落札者を決定します。

## 2. 参加申込

- (1) 参加希望者は別紙「公有財産売却入札参加申込書(別紙1)」に記入押印し提出してください。
- (2) 上記申込書には、個人の場合は本人確認書類(運転免許証、保険証等(郵送の場合は写し))、法人の場合は商業登記簿謄本(発行から3月以内:写し可)を添付してください。
- (3) 未成年者が入札に参加する場合は、親権者等の同意書(別紙2)を添付してください。
- (4) 郵送で申し込みを行う場合には未達トラブル防止のため必ず申込期間内に送致確認の電話を当係までしてください。

## 3. 入札

- (1) 公売財産は現状のままの状態でも売却し、隠れた瑕疵があっても執行機関(新篠津村)は担保責任を負いません。公売財産の詳細は、税務課職員が目視等により確認できた事項のみであり、正確な内容を保証するものではなく、すべての状況を確認してはおりませんので、現物を確認のうえ入札を行ってください。
- (2) 入札時間は、10:30～11:00 です。(受付は9:30から。本人確認書類及び代理の場合は委任状(別紙3)を提出してください。)
- (3) 開札時間になりましたら、落札者(最高価額申込者)を入札会場内パネルに掲示しますので、落札された方は、14:00までに買受代金納付等の手続きを行ってください。
- (4) 最高価額申込が2名以上の場合は追加入札を行います(11:20分までに追加入札に来られない場合は、

集合した最高価額申込者で追加入札を行います。)。なお、追加入札は1回とし、追加入札の結果、最高価額申込者が2名以上いる場合はくじで決定します。

- (5) 落札された公売財産は、買受代金が納付された後に引き渡し手続きを行います。
- (6) 落札された公売財産の返品には応じられません。また、買受代金納付後に発生した公売財産の損傷、盗難などで損害が生じた場合は、買受人の負担となります。
- (7) 入札に際し、不正に談合したり又は妨害したりする事実が認められるときは、入札を制限する場合があります。また、滞納税額が解消された場合等、事前に公売を中止する場合があります。
- (8) 入札に必要なもの
  - ①本人確認書類(運転免許証、保険証等)
  - ②印鑑(認め印可)
  - ③委任状(代理人が入札する場合)
    - 法人の場合
      - ・代表者が参加 ⇒ ①代表者の本人確認書類、②代表者の印鑑
      - ・代理人が参加 ⇒ ①代理人の本人確認書類、②代理人の印鑑、③委任状
    - 個人の場合
      - ・本人が参加 ⇒ ①本人確認書類、②印鑑
      - ・代理人が参加 ⇒ ①代理人の本人確認書類、②代理人の印鑑、③委任状

#### 4. 入札書の記載のしかた

- (1) 9時30分から受付で「入札書」を配布します。入札書に連絡先、住所、氏名及び入札価額(見積価額以上かつ100円単位)を記入し入札してください。  
(例: 見積価額が3万円の場合、「30,000円」又は「¥30,100円」など)。
- (2) 入札書はボールペンで住所、氏名、電話番号(携帯番号)及び入札価額を正確に記載してください。
- (3) 書き損じた場合は訂正せず、新しい入札書で書き直してください。なお、訂正した入札書を投入した場合は無効となります。
- (4) 一度入札された入札書の書き直し、取り消しは認められません。
- (5) 一つの公売財産に対し、一人の人が二つ以上の入札書を投入した場合は、無効となります。

#### 5. 落札された方へ

- (1) 開札後、落札者を入札会場内パネルに掲示します。
- (2) 落札された方は、入札会場内で本人確認書類の確認後、買受代金納付などの手続きを行ってください。
- (3) 公有財産の権利移転は買受代金を全額納付したときとなります。

#### 6. 権利移転の手続き

- (1) 権利移転の手続きは原則新篠津村が行いますので、下記の書類をご提出ください。なお、権利移転に伴う費用は、全て買受人の負担となります。  
必要な書類など
  - ・(個人の場合)住民票抄本、(法人の場合)商業登記簿謄本(写し可)  
※陸運支局への移転登録申請書提出時において発行から3か月以内となります。
  - ・移転登録申請書(OCRシート第1号様式)
  - ・委任状(移転登録)
- (2) 札幌陸運支局以外の管轄地への陸運支局の移転登録となる場合は郵送料等が生じる場合があります。

#### 7. 引き渡し

- (1) 落札者が買受代金を納付した時点の状況(現況有姿)での権利移転となり、原則移転登録完了後の引き渡しとなります。なお、当該車両は搬送を要し、その搬送に伴う費用は買受人の負担となります。また、執行機関は搬送手続きを行いません。
- (2) 引き渡し場所  
石狩郡新篠津村第47線北13番地 新篠津村役場敷地内

## 公有財産売却入札参加申込書

新篠津村長 様

令和 年 月 日

新篠津村が売払いする下記の物件を買い受けたいので、当該物件に係る公有財産売却入札に参加することを申し込みます。なお、本申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

## 1. 参加申込者氏名等

申込者	住所 (所在地)	〒
	(ふりかな)	
	氏名 (名称)	⑩
	連絡先 (携帯電話)	

## 【添付書類】

- ・本人確認書類（運転免許証、保険証等（法人の場合は商業登記簿謄本（写し可）））
  - ・未成年の場合は親権者等の同意書
- ※複数物件を申込みされる場合であっても、各種証明書は1通で結構です。  
※なお、入札を代理の方が行う場合は、入札時に委任状が必要となります。

## 2. 参加申込物件

区分番号	財産名称	公売保証金額	入札保証金納付方法
01-01	二輪小型車 スズキ VK51A	なし	—

# 同 意 書

令和 年 月 日

令和元年10月28日に開催される「公有財産売却入札」に次の者が参加することを同意します。

また、当該公有財産売却入札における、次の者の一切の行為について、同意者の私が責任を負うことを承諾します。

## 記

○ 同意をする者（親権者などの法定代理人）

住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

○ 同意をする対象者

住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

# 委任状

(代理人) 住所 (所在地)

〒

---

氏名 (名称)

印

---

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

## 記

令和元年10月28日に開催される「公有財産売却入札」に関する入札に係る権限、代金の納付、物品の受領、その他付随する一切の権限。

令和 年 月 日

(委任者) 住所 (所在地)

〒

---

氏名 (名称)

印

---

連絡先

---

※委任者又は代理人が法人の場合は、氏名 (名称) 欄に法人名・代表者の資格及び代表者名を必ず併記して下さい。